

町県民税の申告

- 受付期間▶ 2月1日(月)～3月15日(月) ※土日祝日は除く
受付時間▶ 8時30分～17時15分
受付会場▶ 須恵町役場 1階 税務課窓口
対象者▶ 所得税が課税されない人でも収入がある場合は町県民税の申告が必要です。
- ・町県民税の申告用紙が送付された人
 - ・所得税の確定申告が不要な場合で、個人年金、生命保険満期一時金などを受け取った人
- 《収入がなくとも申告が必要な場合》
- ・国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入している人
 - ・児童手当や児童扶養手当を受給または保育所など入所の申請をする人
 - ・所得(非課税)証明書が必要な人
- ※給与以外の所得がなく、勤務先から1月末までに「給与支払報告書」が提出されている人や確定申告をする人は、町県民税申告の必要はありません。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での提出にご協力をお願いします。

- 郵送提出先▶ 〒811-2193 須恵町大字須恵771番地 須恵町役場 税務課 住民税係
問い合わせ先▶ 税務課 ☎ 932-1495(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線131・134・135)

申告に必要なもの

①確定申告お知らせはがき、利用者識別番号通知書(16桁)をお持ちの人は必ず持参してください。

- 本人確認ができるもの(写しをお持ちください)
- 申告者本人のマイナンバーカード(両面)
 - 扶養親族などのマイナンバーがわかるもの
- ※マイナンバーカードを持っていない人は、個人番号確認書類と身元確認書類の写しをお持ちください。
- 個人番号確認書類…個人番号通知カード、住民票の写し、住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるもの)のうちいずれかひとつ
 - 身元確認書類…運転免許証、パスポート、障害者手帳、公的医療保険の被保険者証、在留カードなど

- 所得を証明するもの
- 源泉徴収票(給与・年金)、支払調書(報酬など)
 - 給与や年金以外の人は、収支内訳書および帳簿や経費を証明する書類、領収書、減価償却の計算書

- 控除を証明するもの
- 生命保険や地震保険の控除証明書
 - 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険や国民年金の納付確認書または領収書
 - 従来の医療費控除の人は、医療費控除に関する明細書(領収書は必要ありません)
 - 医療費控除の特例の人は、一定の取り組みを行なったことを証明する書類や領収書(レシート)など
- ※医療費控除の明細書をあらかじめ作成していない場合は受け付けできません。
- 住宅借入金などの特別控除の人は、必要書類
 - 寄附金控除の人は、寄附金の領収書など(ふるさと納税分も含む)
 - 障害者控除の人は、障害者手帳または療育手帳
 - 災害などに関連する支出がある人は、その領収書など

- その他
- 印鑑(所得税が発生する人で、口座振替を希望する場合は口座の届け出印)
 - 所得税の還付申告の人は、本人名義の預金口座番号控え



所得税確定申告・町県民税申告の特設相談会場について

所得税の確定申告

△新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記についてご理解とご協力をお願いします。

相談会場の密集を避けるため、例年より受付窓口および受付人数が少なくなります。ご希望の日に申告の受け付けができない場合がありますので、予めご了承ください。会場の混雑緩和のため、e-Tax申告や国税庁ホームページでの申告書作成、郵送提出にご協力をお願いします。なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、相談会場が閉鎖になる場合があります。

……下記事項を遵守のうえ、ご来庁ください……

- ・相談会場に入場するたびに検温を行います。37.5℃以上の場合、相談会場への入場をお断りします。
- ・マスクを着用していない場合は相談会場への入場をお断りします。マスクは配付しませんので、各自で準備をお願いします。
- ・換気のため、相談会場の窓を開けます。防寒対策(防寒着、カイロの持参など)は各自でお願いします。
- ・受け付けで連絡先電話番号などを記入していただけます。拒否された場合、相談会場への入場をお断りします。

給与や年金についての申告(還付申告含む)

・住宅借入金など特別控除を受ける人 ・個人年金や一時所得などがある人 なども対象です。

受付期間▶ 2月16日(火)、2月19日(金)～3月12日(金) ※土日祝日は除く
※2月17日(水)、18日(木)は受け付けできません。
(営業・不動産・農業などの所得についての申告受付日のため。)

受付時間▶ 9時～11時/13時～15時
※1日の受付可能人数に達した場合は、終了時間(15時)前に受け付けを終了します。
※申告相談の整理券は、当日分のみ8時から配布します。会場へは、8時まで入れません。会場前での早朝からの待機はお控えください。

受付会場▶ 須恵町役場 保健センター1階

営業・不動産・農業などの所得についての申告

受付期間▶ 2月17日(水)、18日(木) 税務署職員来庁日
※上記日程以外は役場での受け付けはできません。香椎税務署で申告してください。

受付時間▶ 9時～11時/13時～15時
※例年、来庁者が非常に多く、受け付けできない場合があります。
※申告相談の整理券は、当日分のみ8時から配布します。会場へは、8時まで入れません。会場前での早朝からの待機はお控えください。
※収支内訳書の作成が完了していない場合は受け付けできません。作成についてのお問い合わせは香椎税務署をお願いします。
※宇美町役場および志免町役場での受け付けについては、各役場に確認してください。
宇美町役場 ☎ 932-1111(代表) 志免町役場 ☎ 935-1001(代表)

※香椎税務署では1月26日(火)から所得税の確定申告会場が開設されます。(14ページ参照) 早めの準備と申告をお勧めいたします。

※下記については香椎税務署で申告してください。
(役場特設相談会場では受け付けできません。)

- ・譲渡所得(土地、建物など) / 青色申告、消費税、相続税、贈与税 など

所得税の確定申告に関するお問い合わせ先▶ 香椎税務署 ☎ 661-1031(代表)